

# 平成23年度 水質検査計画

## 南富良野町簡易(専用)水道事業

### ① 水質基準について

水質基準項目については、平成20年12月に水道の「水質基準に関する厚生労働省令」が改正され、平成21年4月1日から現在の50項目(項目は別紙)となりました。

また、水質基準値につきましては、同上の省令が改正になり、平成23年4月1日から「トリクロロエチレン」の項目において、現行の基準値「0.03 mg/L 以下」から「0.01 mg/L 以下」に強化され、より一層の水道水質の保全が計られております。

なお、水質基準項目及び値については、国の諮問機関であります厚生科学審議会において、常に最新の科学的知見に照らし検討がなされて来ております。

町では、省令による水質基準を厳守し、地域の皆様により安心してお使いいただけるよう、平成23年度の水質検査計画を作成しました。

### ② 簡易(専用)水道事業の概要

町の簡易水道施設は北落合・落合・幾寅・金山下金山統合の4箇所と専用水道施設として東鹿越・かなやま湖畔の2箇所があります。個別の内容については「別表1」のとおりです。

なお、平成22年度末全施設の水道利用人口は、2,663人

有収水量287,067 m<sup>3</sup>です。(料金徴収水量)

### ③ 水質検査計画

#### (1) 水質検査の基本方針

水源の表流水及びかなやま湖水の特徴及び水質管理において留意すべき事項を踏まえ、各施設の水質検査基本計画を策定しました。

浄水水質検査計画は、簡易水道施設(別表2)

専用水道施設(別表3)

原水水質検査項目は、(別表4)

ア. 検査地点 水質基準が適用される給水栓(水道蛇口)と、浄水施設着水池の原水として2箇所とします。

イ. 検査項目 水道法で検査が義務付けられている水質検査基準50項目は、過去3カ年の検査結果に留意し、法律の規定により検査省略・年1回・年3回・年4回・毎月とそれぞれ区分をして検査を実施します。

ウ. 原水の検査 消毒副生成物を除いた39項目を年1回行います。

一口メモ:消毒副生成物とは、河川などから取水した水を浄水場で濾過した後、

次亜塩素処理をした際に生成される物質の総称。

## エ. その他検査（原水試験）

ろ過水濁度の監視設備により、簡易水道である北落合地区・専用水道である東鹿越・かなやま湖畔地区について、水道法に定められている定期水質検査以外に、国の水道水中のクリプトスポリジウム等対策指針に基づいて、指標菌である大腸菌と嫌気性芽胞菌検査を毎月と、クリプトスポリジウム自体の検査を年4回実施します。

また、ろ過水濁度の監視設備の整備済み箇所である幾寅地区・落合地区・金山・下金山地区についても、指標菌である大腸菌と嫌気性芽胞菌検査を年1回と、クリプトスポリジウム自体の検査を年1回実施します。

## (2) 検査項目及び検査頻度

ア. 毎日検査：1日1回、地区内の給水栓において、色・濁り・残留塩素の検査を行います。

イ. 毎月検査：1ヶ月に1回、給水栓において、水質変化の指標となる9項目について検査を行います。

検査項目：一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）PH、味、臭気、色度、濁度の9項目です。

ウ. 定期検査（水質基準項目）：3ヶ月に1回、給水栓において、水質基準項目（省略不可能21項目）について全ての施設で水質検査を行います。

本年度は、幾寅地区において水源の変更に伴い、全項目（50項目）の水質検査を年4回実施します。

※法律で定める水質検査は給水栓水が原則であり、検査項目のうち、毎月検査（9項目）と消毒副生成物（12項目）を除く項目については、厚生労働省水道課長通知において、検査回数を以下のとおり省略してもよいとされています。

・原則：年4回

過去3カ年の検査結果最大値が基準値の10%以下の場合～3年に1回以上

過去3カ年の検査結果最大値が基準値の20%以下の場合～1年に1回以上

エ. 原水検査：原水については、水質が最も悪化している時期として、7月に消毒副生成物を除いた39項目を検査します。

(3) 臨時の水質検査 水源等で次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓の水で水質基準を超えるおそれがある場合は、直ちに取水を停止して、必要に応じて水源、浄水場、給水栓等から採水し臨時の検査を行います。

ア. 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど、水質が著しく悪化したとき。

- イ. 臭気等に著しい変化が生じるなど異常があったとき。
- ウ. その他必要があると認められるとき。

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓の水の安全性が確認されるまで行います。

#### (4) 水質検査の委託とその内容

- ① 水質検査・成績書の発行までの業務を水道法第20条の2の規程により厚生労働大臣の登録を受けている機関に委託します。
- ② 検査機関は、ISO9001もしくは同等以上の品質管理体制を有すること。
- ③ 厚生労働省で行う水質検査精度管理に関する調査を定期的に受けていること。
- ④ 本年度の検査業務は、財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センターに検査業務を委託します。

#### (5) 水質管理において留意すべき事項

- ① 浄水の水質検査結果をもとに、水質の安全性を判定し評価を行います。原水に関しても同様の評価を行い、水質管理の指標とします。
- ② 水質検査計画は、過去の検査結果等を考慮し、毎年度、見直しを実施します。
- ③ 計画外項目については、必要があれば臨時の水質検査取り入れていきます。

#### (6) 検査結果の公表

毎月実施しました水道法に基づく水質検査については、町ホームページなどを通じて随時公表いたします。

#### (7) その他

本計画書や水道水などに対するご照会・ご意見は下記まで。

南富良野町役場 建設課 上下水道係

電話 (0167) 52-2179 (内線185番)

FAX (0167) 52-2922